

令和6年11月市議会 建設水道委員会資料

第133号議案 長崎市道路占用料条例等の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正概要	2
2 改正内容	3～5
3 施行期日	5
4 改正後の見込額	6
5 新旧対照表	7～29
【参考】他中核市の状況	30～31

土 木 部
財 務 部
水 産 農 林 部
令和6年11月

(1) 改正する条例

条例名	所管部局
長崎市道路占用料条例	土木部
長崎市都市下水路条例	
長崎市行政財産使用料条例	財務部
長崎市漁港管理条例	水産農林部
長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例	

(2) 改正理由

ア 占用料等の額の改定

長崎市における固定資産税の評価替えが令和6年度に行われ、固定資産税評価額が見直されたことから、受益者負担の適正化を図るため、道路及び道路予定地占用料、都市下水路占用料、行政財産使用料、漁港施設占用料、海岸保全区域占用料(以下「占用料等」という。)の額を改定するもの。

イ 占用料等の徴収に関する規定の整備

占用事業者の会計年度を考慮した徴収を行い、また徴収方法を市民にわかりやすくするため、占用の期間が複数年度にわたる場合の占用料等について、毎年度徴収する等、徴収に関する規定を整備するもの。

(1) 占用料等の額の改定

占用料等は財産使用の対価であり、利用形態が土地の賃貸借と類似しているため、土地の賃料相当額を占用料等として徴収するため、国における道路占用料の算出と同様に、以下の算定により得られた額を占用料等の額とするもの。

ア 占用料等の算定式

$$\text{占用料等の額(円/年)} = \text{道路価格(円/㎡)} \times \text{使用料率(％/年)} \times \text{占用面積(㎡)} (\times \text{修正率(％)})$$

要素		説 明	改正に使用する額等
道路 価格	平均地目	全ての地目(宅地、田畑、山林)の固定資産税評価額 を用途別構成割合で加重平均した額	26,545円/㎡
	商業地目	商業地区のみの固定資産税評価額	137,303円/㎡
使用料率		地価に対する賃料の割合に相当する率	平均地目:4.41%/年 商業地目:3.56%/年
修正率		道路空間の一部(上空・地下)のみを使用する物件等 について、占用料を減額するための調整率	地下:3/10 上空(建築物):7/10 上空(建築物以外):5/10

※道路価格については、占用物件の用途に応じて平均地目と商業地目を使用している。

- ・電柱、電線、ガス管等全国各地に広範に設置されるものについては、平均地目を使用している。
- ・足場、看板等商業活動が活発な地域に専ら設置されるものについては、商業地目を使用している。

イ 主な占用物件ごとの算定

主な占用物件の占用料等の額の算定は次のとおり。

例1:電柱(1本)(第2種)

$$26,545\text{円}/\text{m}^2 \times 4.41\% / \text{年} \times 0.86\text{m}^2 = 1,006\text{円}/\text{本} \cdot \text{年}$$

例2:電線(1m)

$$26,545\text{円}/\text{m}^2 \times 4.41\% / \text{年} \times 0.01\text{m}^2 \times 5/10(\text{上空}) = 5\text{円}/\text{m} \cdot \text{年}$$

例3:足場(1m²)

$$137,303\text{円}/\text{m}^2 \times 3.56\% / \text{年} \times 1/10(\text{※}) = 488\text{円}/\text{m}^2 \cdot \text{月}$$

※月額物件については、国の道路占用料の算定方法と同様に1/10を乗じる。

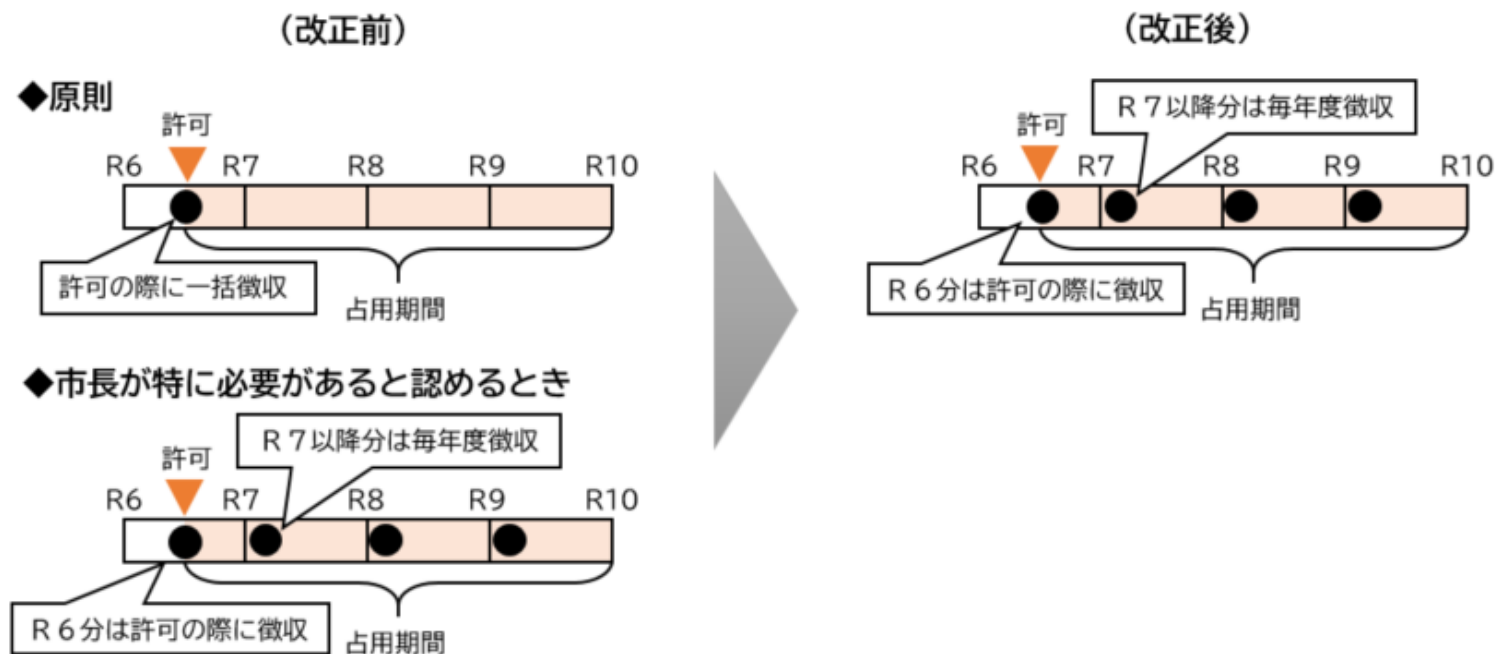
ウ 主な占用物件の占用料等

占用物件		道路価格 (円/m ²)	使用料率 (%)	占用面積	修正率	占用料	差額 (改定率)
電柱(1本) (第2種)	改正前	23,051	4.64	0.86m ²		919円/年	87円 (109%)
	改正後	26,545	4.41			1,006円/年	
ガス管(1m) (φ0.2～φ0.3)	改正前	23,051	4.64	0.3m ²	3/10	96円/年	9円 (109%)
	改正後	26,545	4.41			105円/年	
電線(1m)	改正前	23,051	4.64	0.01m ²	5/10	5円/年	改定なし
	改正後	26,545	4.41			5円/年	
足場(1m ²)	改正前	128,616	3.86			496円/月	▲8円 (98%)
	改正後	137,303	3.56			488円/月	
看板(1m ²)	改正前	128,616	3.86			4,964円/年	▲77円 (98%)
	改正後	137,303	3.56			4,887円/年	

(2) 占用料等の徴収に関する規定の整備

ア 占用の期間が複数年度にわたる場合の占用料等について、占用の許可の期間が当該占用の許可をした日の属する年度分は許可の際に徴収し、翌年度以降の年度分は、毎年度徴収するよう徴収方法を規定するもの。

【改正イメージ】



イ 長崎市都市下水路条例については、「市長が特別の理由があると認めるときは、延納し、又は分納させることができる」取扱いを廃止する。

3 施行期日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) 公布の日

4 改正後の見込額

各占用料等	令和6年度 (見込額) ①	令和7年度 (見込額) ②	差額 (②－①)	割合 (②/①)
道路及び道路予定地占用料	119,465,254円	127,067,080円	7,601,826円	106%
都市下水路占用料	494,076円	496,585円	2,509円	101%
行政財産使用料	2,396,682円	2,602,341円	205,659円	109%
漁港施設占用料	65,537円	73,262円	7,725円	112%
海岸保全区域占用料	1,196円	1,310円	114円	110%
合 計	122,422,745円	130,240,578円	7,817,833円	106%

(1) 長崎市道路占用料条例(昭和38年3月25日条例第5号)

改正後	改正前
○長崎市道路占用料条例 昭和38年3月25日 条例第5号 (占用料の徴収方法) 第4条 占用料は、占用の許可の際(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した際(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した際))に徴収する。<u>ただし、占用期間が当該占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに徴収する。</u>	○長崎市道路占用料条例 昭和38年3月25日 条例第5号 (占用料の徴収方法) 第4条 占用料は、占用の許可の際(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した際(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した際))に徴収する。<u>ただし、占用期間が当該占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたる場合で、市長が特に必要があると認めるときは、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに徴収する。</u>

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
道路法第32条 第1項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 655	道路法第32条 第1項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 598
	第2種電柱		1,006		第2種電柱		919
	第3種電柱		1,357		第3種電柱		1,240
	第1種電話柱		585		第1種電話柱		534
	第2種電話柱		936		第2種電話柱		855
	第3種電話柱		1,287		第3種電話柱		1,176
	その他の柱類		58		その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	5	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	5	
	地下に設ける電線その他の線類		3	地下に設ける電線その他の線類		3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	573	路上に設ける変圧器	1個につき1年	524	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	351	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	320	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,170	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,069	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		491	郵便差出箱及び信書便差出箱		449	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,887	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,964	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,170	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,069	

改正後				改正前			
道路法第32条 第1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07メートル未 満のもの	長さ1メー トルにつき1年	<u>24</u>	道路法第32条 第1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07メートル未 満のもの	長さ1メー トルにつき1年	22
	外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満のも の		<u>35</u>		外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満のも の		32
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>52</u>		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		48
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満のも の		<u>70</u>		外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満のも の		64
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>105</u>		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		96
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>140</u>		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		128
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>245</u>		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		224
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		<u>351</u>		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		320
	外径が1メートル以上の もの		<u>702</u>		外径が1メートル以上の もの		641

改正後						改正前							
道路法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3	道路法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3		
			その他のもの		11				その他のもの		10		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年			936	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	855	
		その他のもの	上空に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年			585	その他のもの		上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	534
	地下に設けるもの		351				地下に設けるもの	320					
	その他のもの				1,170		その他のもの				1,069		
	道路法第32条第1項第4号に掲げる施設						1,170	道路法第32条第1項第4号に掲げる施設					1,069

改正後					改正前				
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			円	上空に設ける通路			円	
	地下に設ける通路			1,466	地下に設ける通路			1,489	
	その他のもの			1,170	その他のもの			1,069	
	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	48	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	488	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1月	496	
道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	488	道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	496
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,887			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,964
	標識		1本につき1年	936	標識		1本につき1年	855	

改正後					改正前				
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、一 時的に設け るもの	1本につき1 日	48	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、一 時的に設け るもの	1本につき1 日	49	
		その他のもの	1本につき1 月	488		その他のもの	1本につき1 月	496	
	幕(道路法 施行令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、一 時的に設け るもの	その面積1平 方メートルに つき1日	48	幕(道路法 施行令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、一 時的に設け るもの	その面積1平 方メートルに つき1日	49	
		その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	488		その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	496	
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1 月	4,887	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1 月	4,964	
		その他のもの		2,443		その他のもの		2,482	
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平 方メートルに つき1年	Aに0.0 31を乗じ て得た額	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平 方メートルに つき1年	Aに0.0 33を乗 じて得た 額
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.0 31を乗じ て得た額	道路法施行令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.0 33を乗 じて得た 額
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用 施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平 方メートルに つき1月	円 488	道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用 施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平 方メートルに つき1月	円 496
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建 築物及び同条第7号に掲げる施設				117	道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建 築物及び同条第7号に掲げる施設				106

改正後				改正前			
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額	道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額

改正後				改正前			
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額	道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額
道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
備考 〔略〕				備考 〔略〕			

(2) 長崎市都市下水路条例(平成15年12月26日条例第42条)

改正後	改正前
○長崎市都市下水路条例 平成15年12月26日 条例第42条 (占用料の徴収方法) 第9条〔略〕 2 占用料は、占用の許可の際に徴収する。<u>ただし、占用の許可の期間が当該占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに徴収する。</u> 3 〔略〕	○長崎市都市下水路条例 平成15年12月26日 条例第42条 (占用料) 第9条〔略〕 2 占用料は、占用の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、延納し、又は分納させることができる。 3 〔略〕

改正後				改正前			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
占用物件		単位	金額	占用物件		単位	金額
電柱、電線その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 655	電柱、電線その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 598
	第2種電柱		1,006		第2種電柱		919
	第3種電柱		1,357		第3種電柱		1,240
	第1種電話柱		585		第1種電話柱		534
	第2種電話柱		936		第2種電話柱		855
	第3種電話柱		1,287		第3種電話柱		1,176
	その他の柱類		58		その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
水道、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24	水道、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		52		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48

改正後				改正前			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>70</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>105</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		96
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>140</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		128
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>245</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		224
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>351</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320
	外径が1メートル以上のもの		<u>702</u>		外径が1メートル以上のもの		641
橋りよう		占用面積1平方メートルにつき1年	55	橋りよう		占用面積1平方メートルにつき1年	55
足場その他の工事用施設		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>488</u>	足場その他の工事用施設		占用面積1平方メートルにつき1月	496
その他の物件		占用面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1年	150	その他の物件		占用面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1年	150
備考 〔略〕				備考 〔略〕			

(3) 長崎市行政財産使用料条例(昭和39年3月30日条例第15号)

改正後	改正前
○長崎市行政財産使用料条例 昭和39年3月30日 条例第15号 (使用料) 第2条 【略】 2 使用料は、使用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、<u>この限りでない。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、使用の許可の期間が当該使用の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに納入させるものとする。</u> 4 第2項本文の規定にかかわらず、市庁舎(長崎市魚の町の市庁舎をいう。以下同じ。)の食堂に係る使用料は、市長が別に定める日までに納入させるものとする。 5 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を延納させ、又は分納させることができる。</u>	○長崎市行政財産使用料条例 昭和39年3月30日 条例第15号 (使用料) 第2条 【略】 2 使用料は、使用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、延納又は分納させることができる。 3 前項本文の規定にかかわらず、市庁舎(長崎市魚の町の市庁舎をいう。以下同じ。)の食堂に係る使用料は、市長が別に定める日までに納入させるものとする。

改正後

2 電柱等を設置する場合の使用料

区分	単位	金額
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱 その他これらに類する 工作物	1本につき 1年	円
		655
		1,006
		1,357
		585
		936
		1,287
		58
	長さ1メー トルにつき 1年	5
		3
地上に設ける変圧器	1個につき 1年	573
地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつき 1年	351

改正前

2 電柱等を設置する場合の使用料

区分	単位	金額
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱 その他これらに類する 工作物	1本につ き1年	円
		598
		919
		1,240
		534
		855
		1,176
		53
	長さ1 メートル につき1 年	5
		3
地上に設ける変圧器	1個につ き1年	524
地下に設ける変圧器	占用面積 1平方 メートル につき1 年	320

改正後				改正前			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,170		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,069
	郵便差出箱及び信書便差出箱		491		郵便差出箱及び信書便差出箱		449
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		52		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		70		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		105		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		96
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		128
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		245		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		224
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		351		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320
	外径が1メートル以上のもの		702		外径が1メートル以上のもの		641
備考（略）				備考（略）			

(4) 長崎市漁港管理条例(昭和45年7月8日条例第34号)

改正後	改正前
○長崎市漁港管理条例 昭和45年7月8日 条例第34号 (使用料等) 第12条 甲種漁港施設(たちばな漁港の有料駐車場(以下「有料駐車場」という。))を除く。)を使用し、又は占用する者は、別表第1に定める使用料又は別表第2に定める占用料(以下「使用料等」という。)を市長が定める期日までに納入しなければならない。 2 第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可の期間が当該許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、<u>翌年度以降の使用料等は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに納入させるものとする。</u> 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免し、又は分納させることができる。 4 既納の使用料等は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (漁港の区域内の水域又は公共空地の占用料) 第13条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、法第39条第1項の規定による許可を受けた者は、別表第3に定める占用料を市長が別に定める期日までに納入しなければならない。 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の占用料について準用する。この場合において、「使用料等」とあるのは「占用料」と読み替えるものとする。	○長崎市漁港管理条例 昭和45年7月8日 条例第34号 (使用料等) 第12条 甲種漁港施設(たちばな漁港の有料駐車場(以下「有料駐車場」という。))を除く。)を使用し、又は占用する者は、別表第1に定める使用料又は別表第2に定める占用料(以下「使用料等」という。)を市長が定める期日までに納入しなければならない。 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免し、又は分納させることができる。 3 既納の使用料等は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (漁港の区域内の水域又は公共空地の占用料) 第13条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、法第39条第1項の規定による許可を受けた者は、別表第3に定める占用料を市長が別に定める期日までに納入しなければならない。 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の占用料について準用する。この場合において、「使用料等」とあるのは「占用料」と読み替えるものとする。

改正後				改正前			
別表第2(第12条関係)				別表第2(第12条関係)			
外郭施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地の占用料				外郭施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地の占用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 655	電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 598
	第2種電柱		1,006		第2種電柱		919
	第3種電柱		1,357		第3種電柱		1,240
	第1種電話柱		585		第1種電話柱		534
	第2種電話柱		936		第2種電話柱		855
	第3種電話柱		1,287		第3種電話柱		1,176
	その他の柱類		58		その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5

改正後				改正前			
	地下に設ける電線 その他の線類		3		地下に設ける電線 その他の線類		3
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個につき 1年	1,170		変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個につき 1年	1,069
水管、下水道管、 ガス管その他こ れらに類する物 件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	24	水管、下水道管、 ガス管その他こ れらに類する物 件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	22
	外径が0.07メー トル以上0.1メートル 未満のもの		35		外径が0.07メー トル以上0.1メートル 未満のもの		32
	外径が0.1メートル 以上0.15メートル 未満のもの		52		外径が0.1メートル 以上0.15メートル 未満のもの		48
	外径が0.15メー トル以上0.2メートル 未満のもの		70		外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		64
	外径が0.2メー トル以上0.3メートル 未満のもの		105		外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの		96
	外径が0.3メー トル以上0.4メートル 未満のもの		140		外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの		128
	外径が0.4メー トル以上0.7メートル 未満のもの		245		外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの		224
	外径が0.7メー トル以上1メートル未 満のもの		351		外径が0.7メー トル以上1メートル未 満のもの		320
	外径が1メートル以 上のもの		702		外径が1メートル以 上のもの		641

改正後			改正前				
標識	1本につき1年	936	標識	1本につき1年	855		
その他の目的で占用する場合	占用面積1平方メートルにつき1年	土地の価格に100分の3を乗じて得た額	その他の目的で占用する場合	占用面積1平方メートルにつき1年	土地の価格に100分の3を乗じて得た額		
備考〔略〕			備考〔略〕				
別表第3(第13条関係)			別表第3(第13条関係)				
区分		単位	金額	区分		単位	金額
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 655	電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 598
	第2種電柱		1,006		第2種電柱		919
	第3種電柱		1,357		第3種電柱		1,240
	第1種電話柱		585		第1種電話柱		534
	第2種電話柱		936		第2種電話柱		855
	第3種電話柱		1,287		第3種電話柱		1,176
	その他の柱類		58		その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		5		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	3			地下に設ける電線その他の線類	3	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,170		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,069

改正後				改正前			
水管、下水道管、 ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	24	水管、下水道管、 ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		52		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		70		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		105		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		96
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		128
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		245		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		224
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		351		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320
	外径が1メートル以上のもの		702		外径が1メートル以上のもの		641
標識		1本につき 1年	936	標識		1本につき 1年	855

改正後			改正前		
仮設建築物	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	50	仮設建築物	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	50
物置場及び物干場		25	物置場及び物干場		25
栈橋その他これに類するもの		35	栈橋その他これに類するもの		35
漁業(養魚・養殖を含む。)用工作物		10	漁業(養魚・養殖を含む。)用工作物		10
その他の目的で占用する場合		25	その他の目的で占用する場合		25
備考〔略〕			備考〔略〕		

(5) 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例(平成12年3月24日条例第8号)

改正後				改正前			
○長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例				○長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例			
平成12年3月24日 条例第8号				平成12年3月24日 条例第8号			
(占用料の徴収)				(占用料の徴収)			
第4条 占用料は、法第7条第1項の規定による許可をする際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。				第4条 占用料は、法第7条第1項の規定による許可をする際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。			
2 前項本文の規定にかかわらず、 <u>占用の許可の期間が当該占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の</u> 占用料は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに徴収する。							
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	区分	単位	金額	電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	区分	単位	金額
	第1種電柱	1本につき1年	円 655		第1種電柱	1本につき1年	円 598
	第2種電柱		1,006		第2種電柱		919
	第3種電柱		1,357		第3種電柱		1,240
	第1種電話柱		585		第1種電話柱		534
	第2種電話柱		936		第2種電話柱		855
	第3種電話柱		1,287		第3種電話柱		1,176
	その他の柱類		58		その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3		地下に設ける電線その他の線類		3
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,170		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,069

改正後				改正前			
水管、下水道管、 ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	24	水管、下水道管、 ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		52		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		70		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		105		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		96
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		128
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		245		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		224
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		351		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320
	外径が1メートル以上のもの		702		外径が1メートル以上のもの		641
標識		1本につき 1年	936	標識		1本につき 1年	855
仮設建築物		占用面積1 平方メートル	50	仮設建築物		占用面積1 平方メートル	50

改正後			改正前		
物置場及び物干場	ルにつき1 年	25	物置場及び物干場	ルにつき1 年	25
栈橋その他これに類するもの		35	栈橋その他これに類するもの		35
漁業(養魚・養殖を含む。)用工作物		10	漁業(養魚・養殖を含む。)用工作物		10
その他の目的で占用する場合		25	その他の目的で占用する場合		25
備考〔略〕			備考〔略〕		

1 道路及び道路予定地占用料

対象自治体：同規模人口の中核市15市

第1種電柱(本／年)				
	市名	占用料	級地	基準
1	尼崎市	4,644円	1級地	阪神
2	西宮市	4,644円	1級地	阪神
3	豊中市	3,400円	1級地	北越7市
4	東大阪市	2,500円	1級地	独自
5	岐阜市	1,800円	2級地	県
6	柏市	1,431円	2級地	国
7	富山市	1,000円	3級地	県
8	金沢市	1,000円	2級地	-
9	高松市	1,000円	3級地	独自
10	豊田市	890円	3級地	県
11	宮崎市	690円	3級地	県
12	大分市	670円	3級地	県
13	長崎市	655円	3級地	独自
14	倉敷市	570円	3級地	国
15	福山市	570円	3級地	国

足場、仮囲い(㎡／月)				
	市名	占用料	級地	基準
1	豊中市	1,100円	1級地	北越7市
2	柏市	551円	2級地	国
3	東大阪市	550円	1級地	独自
4	尼崎市	536円	1級地	阪神
5	西宮市	536円	1級地	阪神
6	長崎市	488円	3級地	独自
7	富山市	440円	3級地	県
8	金沢市	440円	2級地	-
9	高松市	440円	3級地	独自
10	岐阜市	370円	2級地	県
11	豊田市	250円	3級地	県
12	大分市	220円	3級地	県
13	宮崎市	220円	3級地	県
14	倉敷市	180円	3級地	国
15	福山市	180円	3級地	国

2 都市下水路占用料

対象自治体：同規模人口の中核市15市

第1種電柱(本／年)		
	市名	占用料
1	西宮市	4,644円
2	豊中市	4,080円
3	東大阪市	2,500円
4	富山市	1,000円
5	岐阜市	900円
6	豊田市	890円
7	宮崎市	690円
8	長崎市	655円
9	倉敷市	570円
10	福山市	570円
11	柏市	551円
12	尼崎市	387円
13	大分市	(敷地又は暗渠)690円 (開渠)890円
14	金沢市	該当なし
15	高松市	該当なし